

道路占用許可申請書

に関しては、以下のサイトからダウンロードなさってください。

1. 国・府道の場合

大阪府のウェブサイト

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130070/dorokankyo/senyou/index.html>

2. 市道・法定外公共物の場合

富田林市役所のウェブサイト

<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/6/2729.html#29>

🖱️ 道路公園課

3. 私道の場合

大阪府警察のウェブサイト

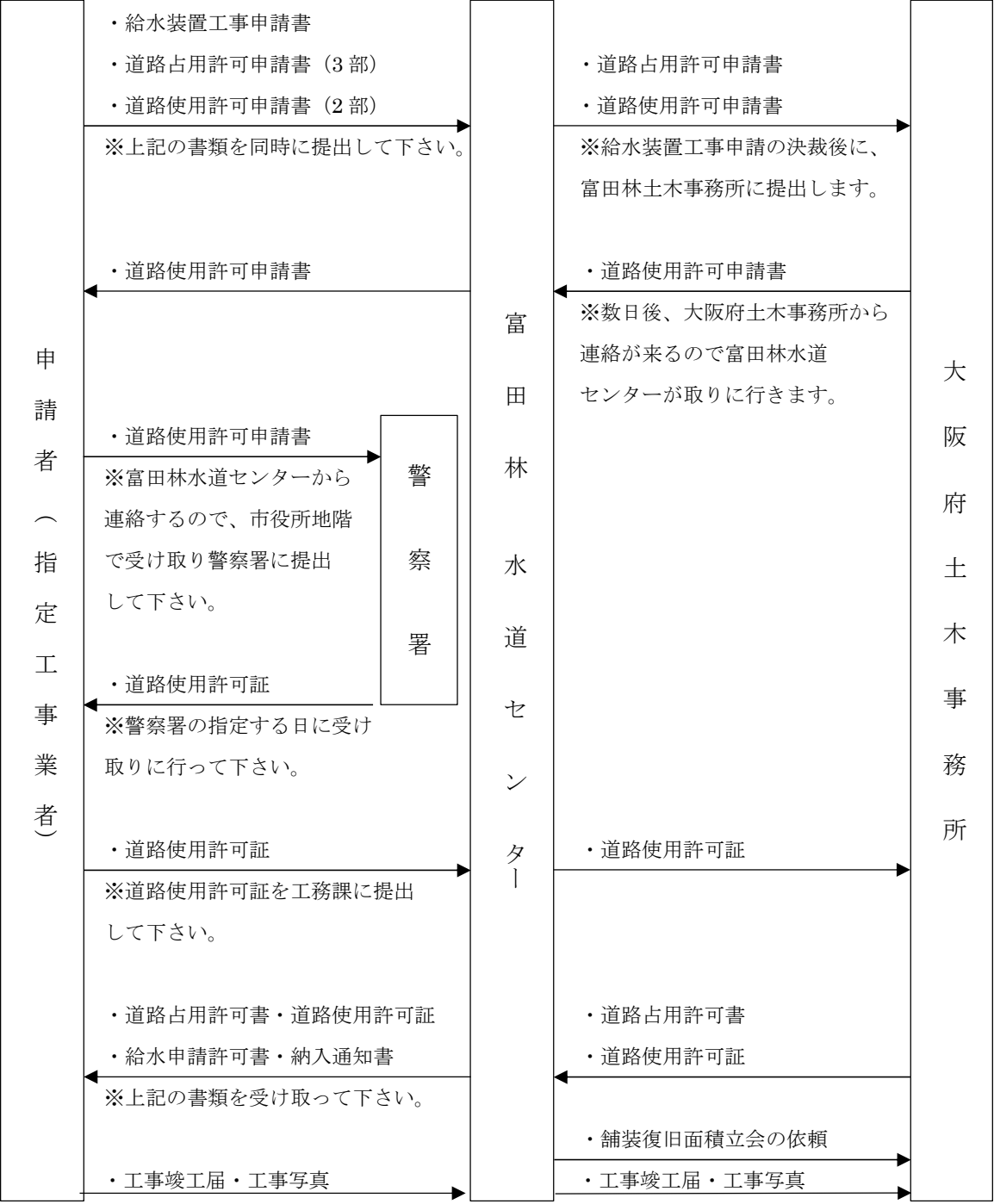
<https://www.police.pref.osaka.lg.jp/tetsuduki/dorokotsu/4971.html>

給水管引込工事手続き

1.国・府道の場合

占用許可申請手続きは富田林水道センターが行うが、申請に必要な書類等は全て申請者若しくは、指定工事業者が用意すること。流れについては、下記の図Ⅶ―1 のとおりとする。

図Ⅶ―1

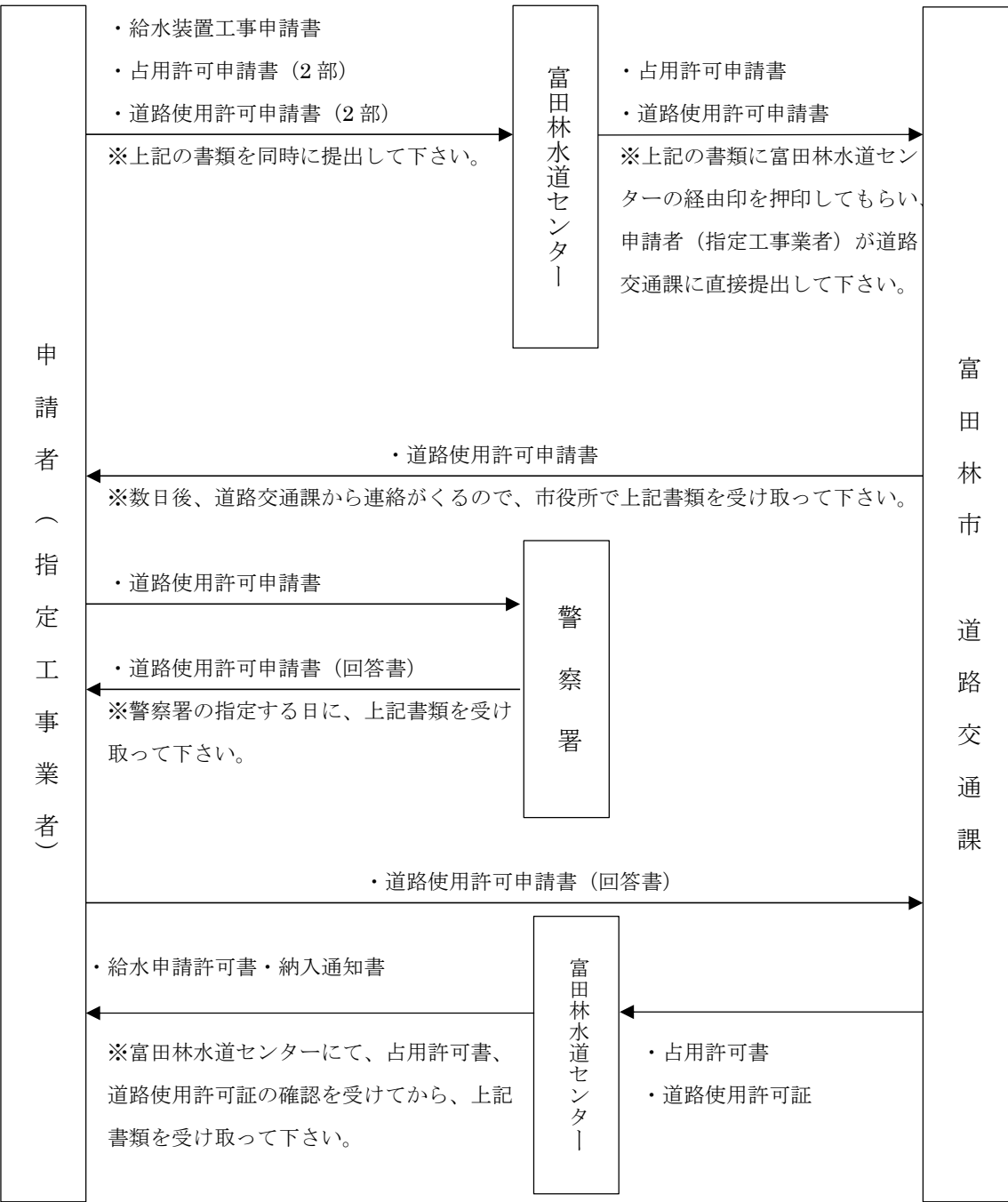


2.市道・法定外公共物の場合

占有許可申請手続きは指定工事業者が行い、申請に必要な書類等は全て申請者若しくは、指定工事業者が用意すること。流れについては、下記の図Ⅶ―2 のとおりとする。

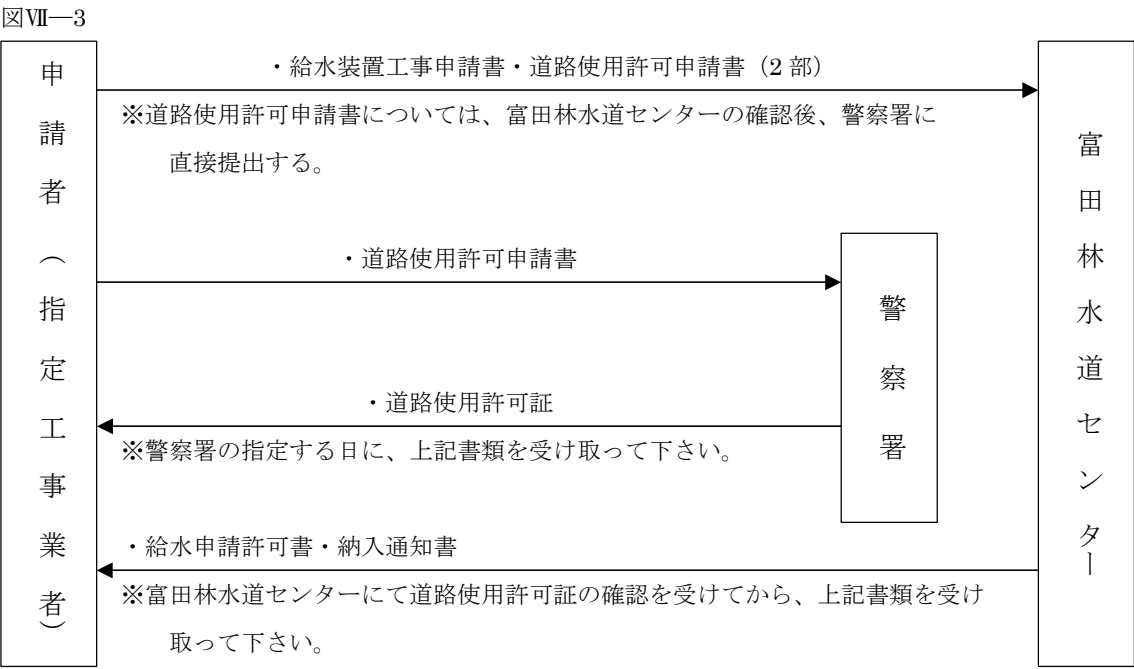
※道路占有許可申請書または、法定外公共物占有許可申請書を以下「占有許可申請書」と言う。

図Ⅶ―2



3.私道の場合

占有許可申請手続きは指定工事業者が行い、申請に必要な書類等は全て申請者若しくは、指定工事業者が用意すること。流れについては、下記の図Ⅶ―3 のとおりとする。



4.各占用許可申請書及び道路使用許可申請書

各占用許可申請書及び道路使用許可申請書に必要な添付書類等は、下記表Ⅶ―1 のとおりとする。占用許可書（写し）及び、道路使用許可証は、工事期間中においては常に携帯し、許可条件等を遵守すること。

表Ⅶ―1

名 称	必要書類	備 考
道路占用許可申請 (国・府道)	・道路占用許可申請書 ・道路占用料[減額・免除]申請書 ・仕様書 ・大阪府富田林土木事務所管内図 ・写真[道路掘削前] ・位置図[住宅地図] ・平面、断面図 ・道路占用関係者との協議書 ・道路占用許可申請に対する誓約書 ・交通処理図	申請者名は富田林市長 申請者名は富田林市長 [1/100,000]申請地を赤の丸印で明示する。 写真に給水管の位置を明示する。 申請地を赤の丸印で明示する。 要縮尺 道路法第 34 条協議 施主、指定工事業者の連名のもの。(1 部) 給水管工事用、道路復旧工事用
道路占用許可申請 (市道)	・道路占用許可申請書 ・道路占用料[減額・免除]申請書 ・位置図[住宅地図] ・平面、断面図 ・道路占用関係者との協議書	申請者名は施主 申請者名は施主 申請地を赤の丸印で明示する。 要縮尺 道路法第 34 条協議
法定外公共物占用 許可申請	・法定外公共物占用許可申請書 ・占用料減免・免除申請書 ・位置図[住宅地図] ・平面、断面図 ・地籍図（公図）の写し ・登記事項証明書 ・境界確定図の写し(境界確定済のみ) ・法定外公共物（占用・施工）同意書 ・関係協議書 ・写真[道路掘削前] ・道路占用関係者との協議書	申請者名は施主 申請者名は施主 申請地を赤の丸印で明示する。 要縮尺 法務局で取得して下さい。 法務局で取得して下さい。 法務局で取得して下さい。 里道：町総代 水利：水利委員長 境界確定していない場合のみ、隣接する全ての土地所有者の謄本と同意書が必要である。 写真に給水管の位置を明示する。 道路法第 34 条協議

道路使用許可申請	・ 道路使用許可申請書 ・ 位置図[住宅地図] ・ 平面、断面図 ・ 交通処理図 ・ 町総代の同意書	申請者名は指定工事業者 申請地を赤の丸印で明示する。 要縮尺 給水管工事用、道路復旧工事用 通行止めにて工事をする場合のみ。
----------	--	---

※私道（私有地）の場合は、基本的には、利害関係人から土地使用承諾書及び根拠となる登記簿謄本の写しを給水装置工事申請書に添付の上、申込みを行うこと。また、車両等の通行がある場合は、警察署と協議を行い、道路使用許可証が必要な場合はその指示に従うこと。